

著作権法に関する最近の動き

日本図書館協会学校図書館部会 著作権学習会

小池 信彦 (JLA著作権委員会)

2021年6月5日

本日の範囲

- 1 著作権（制度）の概要
- 2 図書館に関わる主な著作権
- 3 図書館に関わる権利制限
- 4 著作権制度の動き
 - (1) TPP11対応
 - (2) 違法ダウンロード
 - (3) 教育における公衆送信
 - (4) 図書館関係の権利制限規定の見直し

1 著作権とは 知的財産権

- 知的財産権
 - 著作権 : 著作者の権利 著作隣接権
 - 産業財産権 : 特許権 実用新案権 意匠権 商標権
 - そのほか : 回路配置利用権 育成者権 営業秘密等
- (参考) 『著作権法入門 2020-2021』 著作権情報センター

1 著作権とは 法的な捉え方

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

1 著作権の用語・概念

“著作物” “著作者”

● 著作物

- “思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。”

● 著作者

- “著作物を創作する者をいう。”

1 著作権の用語・概念 “著作物の例示”

●おもな著作物の例示（法第10条）

- 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 音楽の著作物
- 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 地図、図面、図表、模型などの著作物
- 映画の著作物
- 写真の著作物

※事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

2 著作権の用語・概念 “著作者人格権”

○公表権

- * 蔵書なんだけどみせちゃっていいのかな???

○氏名表示権

- * どんな名前で知られたいか

○同一性保持権

- * 勝手に変えてはならない
- * サイズは？

2 著作権の用語・概念

“著作権” 複製権

○複製

印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

- * 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。
- * 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

2 著作権の用語・概念

“著作権” 公衆送信権等

○公衆送信

公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）**を行うことをいう。**

- ・「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

2 著作権の用語・概念 “保護期間”

- 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
- 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。） **七十年**を経過するまでの間、存続する。
- 保護期間延長 **50年から70年に延長**
 - ※平成30年12月30日TPP11発行に合わせて施行

3 著作権の用語・概念

“著作権の制限”

- 私的使用のための複製 (法30条)
 - 最近の法改正で関連する制限が多数・・・
- 私的の範囲
- 目的外使用に注意 複製権侵害行為

3 著作権の用語・概念

“著作権の制限”

* 図書館等における複製等 (法31条)

* 現場で一番悩む問題・・・

現在、文化審議会著作権分科会で検討中

コロナ禍において図書館が休館した（している）ことで、資料へのアクセスが難しくなった。⇒図書館からファクシミリ、メールなどで送ることができないか。（公衆送信権）

3 図書館サービスとの関係

“著作権の制限” “複製”

- * 図書館等
 - * 範囲
 - * 複製行為の主体
- * 図書館資料等
- * 複製できる
- * 複写サービス
- * 利用者の求め，調査研究の用に供する，公表されている著作物
- * 一部分，発効後相当期間，1人に1部
- * ファクシミリやメールで送ることはできない（ただし見直し現在検討中）

4 著作権制度の動き

TPP11対応

- 著作物等の保護期間の延長：70年に延長
- 著作権等侵害罪の一部非親告罪化：海賊版行為
- 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備（アクセスコントロールの回避等に関する措置）
- 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
- 損害賠償に関する規定の見直し

平成30年12月30日施行

文化庁HPから作成

4 著作権制度の動き

違法ダウンロード

違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合
規制対象から除外

- ・ スクリーンショットを行う際の写り込み
- ・ 漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」
- ・ 二次創作・パロディ
- ・ 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロード

令和3年1月1日施行
文化庁HPから作成

4 著作権制度の動き

教育における公衆送信

学校等の教育機関の授業で、予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、サーバーにアップロードしたりすることなど、ICTの活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができるようになります。

ただ、著作権者等の正当な利益の保護とのバランスを図る観点から、利用にあたって教育機関の設置者は、文化庁長官が唯一指定する当協会に補償金を支払うことが必要となっています。

令和2年4月28日施行

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会HPから

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

- 経過

- 2020年6月～

- 「第20期文化審議会著作権分科会における主な検討課題について」で「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）について」
 - 「知的財産推進計画2020」（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）
 - 著作権分科会法制度小委員会
 - 図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

- 経過

- 2020年7月

- 日図協、図書館等に関する権利制限の検討につき、文化庁と意見交換
 - (JLAメールマガジン第1003号 2020年7月22日)

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

- 経過

- 2020年8月27日

- 第1回図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム(オンライン会議)
- 図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム(第1回)のヒアリングに参加・発表
- (JLAメールマガジン第1008号 2020年9月2日)

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

- 経過

- 2020年8月27日

- 第1回図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム(オンライン会議)
- 図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム(第1回)のヒアリングに参加・発表(JLAメールマガジン第1008号 2020年9月2日)
- 図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム、第2回、第3回、開催(JLAメールマガジン第1012号 2020年9月30日)

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

- 経過

- 2020年9月～

- 近畿病院図書室協議会、日本病院ライブラリー協会および本協会の連名で、文化庁に要望書を提出（JLAメールマガジン第1012号 2020年9月30日）
 - 学校図書館問題研究会、著作権法第31条における「図書館等」に学校図書館を加えることについて、関係各所に要望書提出（JLAメールマガジン第1014号 2020年10月14日）
 - 著作権法第31条の「図書館等」における学校図書館の位置づけに関する、文化庁・全国SLA・日図協の3者による打ち合わせ（JLAメールマガジン第1015号 2020年10月21日）

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

- 経過

- 2020年11月～

- 図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム（第5回）、開催（JLAメールマガジン第1018号 2020年11月11日）
- 文化庁「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」に関する意見募集を開始（JLAメールマガジン第1022号 2020年12月9日）

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

- 経過

- 2020年12月～

- 著作権に関する図書館団体懇談会を開催（JLAメールマガジン第1023号 2020年12月16日）
 - 「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」に対して意見提出（JLAメールマガジン第1024号 2020年12月23日）

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

- 経過

- 2021年1月～

- 「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」へのパブリックコメントの実施結果が公表 (JLAメールマガジン第1028号 2021年1月27日)
- 「「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書」、まとまる (JLAメールマガジン第1030号 2021年2月10日)

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

- 経過

- 2021年2月～

- 日図協、自由民主党知的財産戦略調査会・デジタル社会推進知財活用小委員会合同会議におけるヒアリングに参加（JLAメールマガジン第1032号 2021年2月24日）
- 3月5日「著作権法の一部を改正する法律案」閣議決定 上程
- 5月18日 衆議院可決
- 5月26日 参議院可決
- 5月28日 公布

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、図書館資料へのインターネットを通じたアクセスに関するニーズが顕在化したことなどを受け、本年8月から、文化審議会著作権分科会法制度小委員会の下に設置された「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」において、著作権制度の改正等について検討が進められてきました。

文化庁HPから

「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書」(文化審議会著作権分科会法制度小委員会 令和3年1月15日)

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

- 著作権法の一部を改正する法律案 令和3年5月28日公布
- 1. 図書館関係の権利制限規定の見直し
 - (1) 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信
 - (2) 各図書館等による図書館資料のメール送信等
- 2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書

文化審議会著作権分科会（第60回）（第20期第3回）令和3年2月3日（水）了承

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○入手困難資料へのアクセスの容易化（法第31条第3項関係）

国会図書館デジタル化資料

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

国会図書館以外の図書館

○第3章 まとめ（関連する諸課題の取扱いを含む）

学校図書館の扱い その他

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○入手困難資料へのアクセスの容易化（法第31条第3項関係）

第31条 3

国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○入手困難資料へのアクセスの容易化（法第31条第3項関係）

- ・対応の方向性

絶版資料等のデータを利用者に直接インターネット送信することを可能とする。

- ・補償金

「送信対象資料の範囲等について現行の厳格な運用を尊重しつつ、利用者に直接インターネット送信することを可能とし、補償金制度は導入しないこと」認識が一致。※将来的には検討。

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

第31条

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・対応の方向性

権利者の利益保護の観点から厳格な要件を設定すること及び補償金請求権を付与することを前提とした上で、図書館等が図書館資料のコピーを利用者にFAXやメール等で送信することを可能とすることとする

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・ 正規の電子出版等をはじめとする市場との関係

権利者の利益保護の観点から、正規の電子出版等をはじめとした市場を阻害することのないよう、法令上、明確な担保を行うこと

文化庁の関与の下、幅広い関係者(図書館関係団体、利用者、出版社・権利者、流通業者など)及び中立的な第三者を交えて、ただし書に関する具体的な解釈・運用を示すガイドラインを作成する必要

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・一部分要件の取扱い

明確性と柔軟性のバランス及び権利者の利益保護等の観点から、直ちに一部分要件を削除する幅な要件変更を行うことは適当でないこと

他方、現行の要件のままでは不合理な事態が生じる場合があり一定の手当てを行う必要があることについては認識が一致

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・送信の形態

FAX、メール、ID・パスワードで管理されたサーバーへのアップロードなど、多様な形態での送信を認めることが望ましい

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・データの流出防止措置
 - ・図書館等においてデータの流出防止に必要な人的・物的管理体制を構築すること
 - ・作成したデータが不要となった場合には速やかに破棄すること
 - ・利用者に対して著作権法の規定やデータの利用条件等を明示すること
 - ・不正な拡散を技術的に防止する措置を講ずること

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・ 補償金請求権の付与

新たに図書館等によるメール送信等を可能とすることに伴って権利者が受ける不利益を補償するため、補償金請求権を付与することが適当

新たに権利制限がなされる「公衆送信」のみを対象とすることが適当

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・ 補償金の徴収・分配スキーム

文化庁長官が指定する指定管理団体(送信対象となる著作物等に関係する出版社・権利者による主要な団体で構成)が一元的に徴収・分配を行う仕組みとすることが適当

権利者側では権利情報の集約・データベースの構築等に努める

図書館等では、送信実績(例:送信した著作物の作品名、作者名、出版社名、送信した分量、送信回数など)の正確な把握・管理をすることが重要

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・ 補償金額の決定方法

文化庁長官による認可制

指定管理団体が、図書館等関係者からの意見聴取を行った上で案を作成して文化庁長官に申請

文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可の可否を判断すること

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・ 補償金額の料金体系・水準

包括的な料金体系ではなく、個別の送信ごとに補償金を徴収する料金体系とする

補償金額は、権利者の逸失利益を補填できるだけの水準とすることが適当

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・ 補償金額の料金体系・水準

補償金額について、一律の料金体系とするのではなく、過度に複雑化しないよう注意しつつ、著作物の種類・性質や、送信する分量、利用者の属性等に 応じたきめ細かな設定を行うことも考えられる

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・ 補償金額の料金体系・水準

指定管理団体が、図書館等関係者からの意見聴取を行った上で案を作成して文化庁長官に申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可の可否を判断する

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

- ・ 補償金の受領者

著作権者と出版権者(法第80条第1項第2号に規定する電子出版権を有する者をいい、登録がなされているかどうかは問わない)の双方を補償金の受領者として位置づけることが適当

4 著作権制度の動き

図書館関係の権利制限規定の見直し

○図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

・支払い主体・実質的な負担者

法律上の補償金の支払い主体は、著作物の利用主体(送信主体)である「図書館等の設置者」とする。

実際の補償金負担は、サービス利用者に転嫁される場合が多いと考えられる

ご清聴ありがとうございました。